

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

総合企画部市町村課

1 改正の趣旨

- 政党助成法が一部改正され、令和8年1月1日から何人も政党の支部から提出された支部報告書等について、従来の閲覧に加え、写しの交付を請求することが可能となるため、県選挙管理委員会に提出された支部報告書等の写しの交付に要する手数料を徴収できるよう、岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（以下「条例」という。）について所要の改正を行うもの。
- 支部報告書等の写しの交付方法と同じく、政治資金規正法に基づく少額領収書等及び報告書等の写しについても電磁的記録媒体（CD-R又はDVD-R）による交付を可能とするもの。

2 改正内容

(1) 政党助成法の施行に関する事務に係る「支部報告書等写し交付手数料」の規定を加える。

区 分	政党助成法施行令	条例
①用紙（白黒）	用紙1枚につき10円	施行令に同じ
②CD-R	CD-R1枚につき100円に、 文書1枚ごとに10円を加えた額	施行令に同じ
③DVD-R	DVD-R1枚につき120円に、 文書1枚ごとに10円を加えた額	施行令に同じ

(2) 政治資金規正法の施行に関する事務に係る「少額領収書等写し交付手数料」及び「報告書等写し交付手数料」の規定を改定する。

区 分	政治資金規正法施行令	条例	
		改定前	改定後
①用紙（白黒）	用紙1枚につき10円	施行令に同じ	施行令に同じ
②CD-R	CD-R1枚につき100円に、 文書1枚ごとに10円を加えた額	—	施行令に同じ
③DVD-R	DVD-R1枚につき120円に、 文書1枚ごとに10円を加えた額	—	施行令に同じ

3 施行日

令和8年1月1日